

議案第 8 3 号

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

行財政改革の一環として、令和 5 年 4 月 1 日以降の熊本県内及び宮崎県五ヶ瀬町への旅行に係る諸費の支払いを廃止するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年山都町条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2常勤職員の項中ただし書を次のように改める。

ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。

(山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1諸費の欄中ただし書を次のように改める。

ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第1条 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年山都町条例第40号)新旧対照表

現行						改正後（案）									
別表第2(第6条関係)						別表第2(第6条関係)									
区分	航空賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費		宿泊料（1夜につき）		区分	航空賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費		宿泊料（1夜につき）	
				1日につき		甲地方	乙地方					1日につき		甲地方	乙地方
常勤職員	実費	1 鉄道賃 運賃（急行料金を含む。） 2 船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。 ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費。	37円/km	2,200円	13,000円	12,000円		常勤職員	実費	1 鉄道賃 運賃（急行料金を含む。） 2 船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。 ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費。	37円/km	2,200円	13,000円	12,000円	
				ただし、町内の旅行には、支給しない。 熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、550円。								ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。			
備考						備考									
1 鉄道賃中、急行料金の支給については、一般職の職員の例による。						1 鉄道賃中、急行料金の支給については、一般職の職員の例による。									
2 宿泊料欄中、甲地方、乙地方の区分については、山都町職員の旅費に関する条例（平成17年山都町条例第46号）別表の備考の定めるところによる。						2 宿泊料欄中、甲地方、乙地方の区分については、山都町職員の旅費に関する条例（平成17年山都町条例第46号）別表の備考の定めるところによる。									
3 公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。						3 公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。									

第2条 山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1(第18条－第20条、第22条関係)				別表第1(第18条－第20条、第22条関係)			
車賃 (1kmにつき)	諸費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		車賃 (1kmにつき)	諸費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
		甲地方	乙地方			甲地方	乙地方
37円	2,200円 ただし、町内の旅行は、支給しない。 熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、 550円	13,000円	12,000円	37円	2,200円 ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への 旅行には、支給しない。	13,000円	12,000円
備考				備考			
1 宿泊料の欄中、「甲地方」とは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定による地域手当の級地の区分で1級地から5級地までとされている地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。				1 宿泊料の欄中、「甲地方」とは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定による地域手当の級地の区分で1級地から5級地までとされている地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。			
2 町外旅行で固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。				2 町外旅行で固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。			
3 公用車による旅行にあっては車賃は支給せず、私用車による旅行にあっては車賃を支給する。				3 公用車による旅行にあっては車賃は支給せず、私用車による旅行にあっては車賃を支給する。			